



宮 崎 県 公 報

平成20年 4 月30日 (水曜日) 号外 第 24 号の 2

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭 1 丁目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1	

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第20号)

1 改正の理由及び主な内容

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、宮崎県税条例の関係する部分について所要の事項を改正することとした。

2 施行期日等

この条例は、平成20年5月1日から施行し、同年4月1日から適用することとしました。

条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年四月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第二十号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例 (昭和二十九年宮崎県条例第十九号) の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「法人等」を「法人」に改める。

第三十一条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条の表以外の部分中「法人等」を「法人」に改め、同表を次のように改める。

法 人 の 区 分	税 率
一 次に掲げる法人	年 額 一 万 円
ア 法人税法 (昭和四十年法律第三十四号) 第二条第五号の公 共法人及び法第二十四条第五項に規定する公益法人等のうち、	

<p>法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（ア及びイに掲げる法人を除く。）</p> <p>エ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びウに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの</p>	
<p>一 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの</p>	<p>年額 五万円</p>
<p>二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの</p>	<p>年額 十三万円</p>
<p>四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの</p>	<p>年額 五十四万円</p>
<p>五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの</p>	<p>年額 八十万円</p>

第三十一条の二中「法人等」を「法人」に改める。

第三十一条の三の見出し中「県外法人等」を「県外法人」に改め、同条中「法人等」を「法人」に改める。

第二章第一節中第三十一条の八の次に次の一条を加える。

（租税条約に基づき申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予の取消し）

第三十一条の九 知事は、法第五十五条の二第一項又は法第五十五条の四第一項の規定により県民税について徴収の猶予を受けた法人が法第五十五条の二第四項各号又は法第五

十五条の四第四項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る県民税を徴収する。

第三十二条の三の次に次の一条を加える。

(租税条約に基づき申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の取消し)

第三十二条の三の二 知事は、法第七十二条の三十九の二第二項又は法第七十二条の三十九の四第一項の規定により事業税について徴収の猶予を受けた法人が法第七十二条の三十九の二第四項各号又は法第七十二条の三十九の四第四項各号のいずれかに該当するときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る事業税を徴収する。

附則第十二項の前の見出し中「中小法人等」を「中小法人」に改め、同項中「法人等」を「法人」に改める。

附則第十四項中「法人等」を「法人」に改める。

附則第十五項中「法人等」を「法人」に改め、「(昭和四十年法律第三十四号)」を削る。

附則第三十項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第三十一項中「附則第五条第一項で定めるもの」の下に「(以下「電気自動車」という。)」を、「附則第五条第二項で定めるもの」の下に「(以下「天然ガス自動車」という。)」を加え、同項第一号中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に、「経過した」を「経過する」に改め、同項第二号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「経過した」を「経過する」に改める。

附則第三十二項中「省令附則第五条の二第一項で定める許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「排出ガス保安基準」という。)に定める窒素酸化物の値で省令附則第五条の二第一項で定めるもの」に改める。

附則第三十三項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素

酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令附則第五条の二第四項で定めるもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第五条の二第四項で定めるもの（以下「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので省令附則第五条の二第五項で定めるもの

イ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第五条の二第六項で定めるもの（以下「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令附則第五条の二第七項で定めるもの

三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令附則第五条の二第八項で定めるもの

附則第三十四項中「省令附則第五条の二第五項」を「省令附則第五条の二第九項」に、「附則第三十四項」を「附則第三十二項」に改める。

附則第三十五項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」に、「平成十七年低窒素酸化物排出許容限度」を「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」に、「省令附則第五条の二第六項」を「省令附則第五条の二第十項」に、「(附則第三十五項の規定の適用を受ける自動車を除く。) 及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので省令附則第五条の二第七項で定めるもの (附則第三十五項の規定の適用を受ける自動車を除く。) 」を「(附則第三十三項の規定の適用を受ける自動車を除く。) 」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日」に、「平成十八年度分」を「平成二十一年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年五月一日から施行し、この条例による改正後の宮崎県税条例(以下「改正後の条例」という。) の規定は、同年四月一日から適用する。

(県民税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号。以下「平成二十年改正法」という。) 第一条の規定による改正前の地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号。以下「旧法」という。) 第二十四条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税均等割については、なお従前の

例による。

4 改正後の条例第三十一条の規定（同条の表第一号アに掲げる法人に係る部分に限る。）

は、平成二十年度以後の年度分の法人の県民税均等割について適用し、旧法第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税均等割については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第三十一条の九の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。

）以後に平成二十年改正法第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。

）第五十五条の二第一項又は新法第五十五条の四第一項の申請が行われる場合について適用する。

（事業税に関する経過措置）

6 改正後の条例第三十二条の三の二の規定は、施行日以後に新法第七十二条の三十九の

一第一項又は新法第七十二条の三十九の四第一項の申請が行われる場合について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

7 改正後の条例附則第三十項の規定は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対し

て課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

8 改正後の条例附則第三十一項から第三十三項まで及び附則第三十五項の規定は、平成

二十年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。